

鳥取県(日野郡)の就農支援制度

8/23現在 日野総合事務所農林局農業振興課作成

■まずは農業体験・情報収集から

| 体験・研修の制度 | | | | |
|----------|----------|-----------|--------------------------|--------------------|
| 区分 | 募集 | 実施時期 | 内容 | 申込先 |
| 農業体験研修 | 年3回程度 | 8. 11. 3月 | 県内の農家等への現地視察(日帰りまたは1泊2日) | 財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構 |
| 農家視察訪問研修 | 随時(個別応談) | 随時 | 先進農家等への視察訪問、農作業体験、個別相談等 | |
| 就農体験研修 | 随時(個別応談) | 随時 | 農作物や家畜飼育の作業体験(連続5日以内) | 鳥取県立農業大学校 |

鳥取県で農業始めるのってどうなんだろう？



地元で年3回の就農相談会が開催されています。相談は無料です。県西部で新たに農業を始めたい！と思われる方はぜひお申し込みください。

| | 開催日 | 場所 | お問い合わせ先・相談窓口 |
|-------|----------------------------------|---------|---|
| 就農相談会 | 平成23年度は3回/年 (5/22、10/23、2/26) | 米子市立図書館 | 財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構西部支所(担当 矢倉) 電話0859-31-9644 電子メール yakura@t-agri.com |

この他にも県外で開催される「新・農業人フェア」会場でも就農相談を行っています。お気軽にご来場ください。

■具体的な就農ビジョンを構築するために専門的な研修に取り組みます

| 農業研修制度 | | | | |
|------------------------|--|-------------------------|--------------------|------------------------------|
| 区分 | 研修内容 | 実施予定時期等 | 実施主体 | 備考 |
| 鳥取へ!JU! アグリスタート研修事業 | 【集合研修】農業大学校での農作物全般の栽培技術や農業経営に関する講座の受講 【実務研修】研修受入先での農作業の実践 | 5期生(平成24年2月から2年間) | 財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構 | |
| 農業大学校短期研修 | 3ヶ月コース | 4. 7. 10月開講(受講料30,000円) | 鳥取県立農業大学校 | 条件に合えば無利子融資資金(就農支援資金)が活用できます |
| | 6ヶ月コース | 7. 1月開講(受講料60,000円) | | |
| | 12ヶ月コース | 4月開講(受講料111,600円) | | |
| 先進農家等研修 | 認定就農者の就農計画に基づいた研修 | 青年:概ね1年 中高年:6ヶ月以上 | 先進農家 農業生産法人等 | 同上 |

就農を決めるために、もっと詳しく農業を知りたいんだけど



■就農開始前から開始以後の数年間を助成制度で支援が受けられます

| 助成制度 | | | | |
|------------------------|---|--|-----------------------------|--|
| 事業名 | 事業内容 | 一人当たりの事業費・実施期間 | 県や町の助成割合 | 備考 |
| 経営体育成支援事業 (新規就農者補助) | 助成を受ける前々年度(平成22年4月以降に)就農した認定就農者等が農産物の生産・加工・流通、販売、その他農業経営の開始又は改善に必要な機械や施設の改良、造成、復旧又は取得、農地等の改良、造成又は復旧に対し助成する。 | 上限800万円(1年間のみ) (取得価格が50万円以上で耐用年数が概ね5年以上20年以下のもので汎用性の無いもの(中古機械は残存耐用年数が2年以上)) | 国:1/2 | 市町村等からの申請となりますので、詳しくは該当市町村へお問い合わせください。 |
| 就農条件整備事業 | 農協又は公社が認定就農者に対し、就農に必要な機械・施設を貸与するために整備する場合、又は認定就農者自らが整備する場合に助成する。 ※1 | 上限800万円(就農時から3年間・65歳未満) | 事業費の1/3:県、1/6:町 ※日南町は1/3 | 上記国事業と併用する場合は、まず国事業で優先して整備。 |
| 就農応援交付金 | 認定就農者に対し、就農初期に係る運転資金、基盤整備費等に活用できる交付金を交付する。 ※1 | 上限246万円(3年間) (就農時から年度ごとに交付金年額は下がります。また就農前の職歴によっても金額・期間が変わることがあります) | 県:2/3、町:1/3 | |
| 就農・くらしアドバイザー設置事業 | ウーン等の新規就農者に対し、農業経営、農村生活に対する身近な相談役を設置する。 ※1 | アドバイザーへの謝金として上限3万円/人・月 就農後おおむね1年以内まで | 県:10/10 | |

※補助事業は認定就農者になったからと言って必ず実施できるものではありません。就農後5年間資金繰りを含む営農計画書の書類の作成が必要です。

■就農にかかる経費の負担を無利子の融資資金で軽減します

| 就農資金の貸付制度 | | | | |
|-----------|-----------------------------------|---|-----------------------------------|-----------|
| 区分 | 貸付対象経費 | 貸付限度額・貸付対象期間 | 貸付対象期間 | 貸付対象者 |
| 就農研修資金 | 農業大学校、先進農家等における実践的な研修に必要な経費 | 農業大学校等 5万円以内/月 先進農家等 15万円以内/つき 指導研修 200万円以内 | 青年:2年以内 中高年:1年間 指導研修 青年:1年間 | 認定就農者(※1) |
| 就農準備資金 | 就農先の調査、住居移転などの準備を行うために必要な経費 | 200万円以内 | | 認定就農者(※1) |
| 就農設備等資金 | 機械・施設の整備、種苗・肥料・農業の購入などの経営開始に必要な経費 | 青年:3,700万円 (2,800万円を超える場合は事業費の1/2以内) 中高年:2,700万円 (1,800万円を超える場合は事業費の1/2以内) | 経営開始から5年間 | 認定就農者(※1) |

※借入れを希望される場合は、様々な条件があります。また、融資機関等による審査がありますので、既存の借入れ金がある場合は必ずお知らせください。

※1 認定就農者とは、青年:15歳以上40歳未満、中高年:40歳以上65歳未満で就農後5年後の所得目標を概ね300万円とする就農計画を作成し、就農予定地の総合事務所長の承認を受けた者

■相談窓口(就農を予定する場所が決まっているか否かで相談の窓口が異なります)

◎就農先(市町村)が決まっていない、農業体験を希望したい、鳥取県の農業について知りたい方の相談窓口

財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構 〒680-8570 鳥取県東町1-271 鳥取県庁第2庁舎8階 電話0857-26-8349 Eメール tnk@t-agri.com

◎就農先(町)が決まっている、具体的な就農ビジョンがある方の相談窓口

日野郡内がいいがどこか決めていない → 日野総合事務所農林局日野農業改良普及所 〒689-4503 鳥取県日野郡日野町根雨140-1 電話 0859-72-2028

日南町なら 日南町役場農林課 〒689-5292 鳥取県日野郡日南町霞800 電話 0859-82-1113

町まで決まっている場合 日野町なら 日野町役場産業振興課 〒684-4503 鳥取県日野郡日野町根雨101 電話 0859-72-2101

江府町なら 江府町役場農林産業課 〒684-4401 鳥取県日野郡江府町大字江尾457 電話 0859-75-3222

